

日向市監査委員告示第6号

監査結果の公表について

地方自治法第199条第9項の規定に基づき令和6年度の日向市財政援助団体等監査の結果を別紙のとおり公表します。

令和6年12月19日

日向市監査委員 門脇 功郎

日向市監査委員 畝原 幸裕

令和6年度 財政援助団体等監査報告書 (株式会社日向サンパーク)

第1 監査の対象

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等に対する監査を次のとおり実施した。

1 対象団体 株式会社日向サンパーク（以下「日向サンパーク」という。）

2 監査の内容

- (1) 財政援助（補助金及び貸付金の交付並びに出資）の対象団体として、令和5年度における当該財政援助に係る出納その他の事務の執行を監査した。
- (2) 公の施設の指定管理者として、令和5年度の当該公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行を監査した。

第2 監査の期間

令和6年9月25日から令和6年10月30日まで

第3 監査を実施した監査委員

監査委員 門脇 功郎

監査委員 畝原 幸裕

第4 監査の方法

日向市監査基準に準拠し、令和5年度の決算報告書、事業関係書類、出納及びその他の事務事業の執行状況に関する資料の提出を求め、当該書類、資料等について通査、照合等を行うとともに、関係職員から説明を聴取した。

第5 監査の結果等

1 日向サンパークの概要

日向サンパークは、地域の資源である温泉を活用し、憩いと交流の場を提供することにより、市民の健康増進と心身のリフレッシュを図り、併せて地域の活性化を図るため、日向市、日向市漁業協同組合等が出資して設立されたものである。なお、日向サンパーク温泉施設については、コロナ禍での休業等により利用者が減少し、経営状況が悪化したため、令和2年9月末をもって温泉館を休館、指定管理も取消となった。名称も令和3年度の株主総会において、株式会社日向サンパークに変更となっている。

令和5年度は、日向サンパークオートキャンプ場及び日向サンパーク体育施設の指定管理業務並びに日向市から委託された道の駅日向の管理業務を行っている。

2 財政援助等の状況

(1) 出資金等の状況

市は、資本金 5,000 万円のうち 4,600 万円（92%、460 株）を出資している。（4分の1以上の出資団体）

(2) 補助金交付の状況（令和5年度）

ア 中小企業等デジタル化支援事業補助金（商工港湾課）	200,000 円
イ 日向市地場産品消費喚起事業補助金（道の駅日向）（商工港湾課）	2,998,104 円

(3) 貸付金の状況

日向サンパーク温泉経営安定化貸付金（観光交流課）

貸付額	58,549,000 円
令和5年度までの返済額合計	17,564,700 円
うち令和5年度返済額	5,854,900 円
令和5年度末残額	40,984,300 円

(4) 公の施設指定管理料の状況（令和5年度）

日向サンパークオートキャンプ場・日向サンパーク体育施設の指定管理業務（観光交流課）	12,221,900 円
---	--------------

3 監査の結果

監査した結果、補助金及び公の施設の指定管理に係る出納その他の事務については、日向サンパーク及び所管課ともおおむね適正に処理されているものと認められた。以下の意見については必要な対応を図るなど、適正な事務の執行に努められたい。

(1) 所管課に対して

【意見、要望事項】

指定管理者制度を導入している公の施設の適正な運営に向けては、「日向市指定管理者制度導入施設モニタリング指針（平成25年策定）」により、指定管理者が管理する全ての施設について、施設所管課が定期的な実地調査を行うなど、管理運営状況を的確に点検、評価することとなっている。

さらに、令和5年12月に策定された「指定管理者制度の運用に関する

るガイドライン」では、モニタリングを効果的に実施するための視点や定期実地調査の具体的な手法が示されている。

施設所管課においては、これらの指針及びガイドラインを踏まえた評価・検証を着実に実施し、指定管理者との緊密な連携と適切な指導・監督により、施設の適正な管理運営に努められたい。

令和6年度 財政援助団体等監査報告書

(特定非営利活動法人日向市障害者団体連絡協議会)

第1 監査の対象

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等に対する監査を次のとおり実施した。

1 **対象団体** 特定非営利活動法人日向市障害者団体連絡協議会（以下「障害者団体連絡協議会」という。）

2 監査の内容

- (1) 財政援助団体（補助金交付団体）として、令和5年度の補助金交付に係る出納その他の事務の執行を監査した。
- (2) 公の施設の指定管理者として、令和5年度の当該公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行を監査した。

第2 監査の期間

令和6年9月25日から令和6年10月30日まで

第3 監査を実施した監査委員

監査委員 門脇 功郎

監査委員 畝原 幸裕

第4 監査の方法

日向市監査基準に準拠し、令和5年度の決算報告書、事業関係書類、出納及びその他の事務事業の執行状況に関する資料の提出を求め、当該書類、資料等について通査、照合等を行うとともに、関係職員から説明を聴取した。

第5 監査の結果等

1 障害者団体連絡協議会の概要

障がいのある人の自立、社会参加を支援し広く市民に対して障がい者への理解と交流の促進を図ることにより、地域福祉の発展に寄与するための活動を行っている。

2 財政援助等の状況

(1) 補助金交付の状況（令和5年度）

ア 日向市障害者団体連絡協議会事務局運営補助金（福祉課）

166,000円

イ 日向市障がい児者スポーツ活動支援補助金（福祉課）	90,000 円
(2) 公の指定管理料の状況（令和 5 年度）	
日向市障害者センター指定管理業務（福祉課）	14,200,000 円

3 監査の結果

監査した結果、補助金及び公の施設の指定管理に係る出納その他の事務については、障害者団体連絡協議会及び所管課ともおおむね適正に処理されているものと認められたが、一部に改善を要する事項が見受けられた。

具体的な指摘等の内容は、以下のとおりであるが、これについては必要な対応を図るなど、適正な事務の執行に努められたい。

(1) 障害者団体連絡協議会に対して

【注意事項】

日向市障害者団体連絡協議会事務局運営補助金及び日向市障がい児者スポーツ活動支援補助金について、実績報告書の提出の遅れが見受けられた。補助金等の交付に関する規則第 13 条、日向市障害者団体連絡協議会事務局運営補助金交付要綱第 10 条及び日向市障がい児者スポーツ活動支援補助金交付要綱第 11 条に基づき、期限内の処理を行われたい。

(2) 所管課に対して

【注意事項】

日向市障害者団体連絡協議会事務局運営補助金及び日向市障がい児者スポーツ活動支援補助金について、実績報告書の提出の遅れにより補助金の額の確定通知の遅れが見受けられた。団体への周知、指導を行って適正な処理に努められたい。

【意見、要望事項】

指定管理者制度を導入している公の施設の適正な運営に向けては、「日向市指定管理者制度導入施設モニタリング指針（平成 25 年策定）」により、指定管理者が管理する全ての施設について、施設所管課が定期的な実地調査を行うなど、管理運営状況を的確に点検、評価することとなっている。

さらに、令和 5 年 12 月に策定された「指定管理者制度の運用に関するガイドライン」では、モニタリングを効果的に実施するための視点や定期実地調査の具体的な手法が示されている。

施設所管課においては、これらの指針及びガイドラインを踏まえた評価・検証を着実に実施し、指定管理者との緊密な連携と適切な指導・監督により、施設の適正な管理運営に努められたい。